

# 清川村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

清川村通学路交通安全対策協議会

(平成30年4月1日施行)

# 目 次

1	目的	．．．．．	P 1
2	清川村通学路交通安全対策協議会	．．．．．	P 1
3	取組方針	．．．．．	P 2
4	対策結果の報告	．．．．．	P 8
	別紙 1	清川村通学路交通安全対策協議会設置要綱	．．． P 9
	別紙 2	小中学校・社会教育団体名簿	．．． P 1 1

## 1 目的

平成24年に全国で登下校中の児童及び生徒（以下「児童等」と言います。）が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、同年に村立小中学校の通学路において、清川村教育委員会事務局と村道・県道の道路管理者、学校が連携して緊急合同点検を実施し、危険箇所について対策しました。

また、平成25年5月31日付けで文部科学省から全国の地方自治体に向けて「通学路の交通安全確保の徹底について」の通知が発信され、さらに、同年12月6日付けで「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の通知が発信されました。

そこで清川村では、平成29年11月9日に開催した「平成29年度第1回清川村通学路交通安全対策協議会」において、当該協議会設置要綱が承認され、同日から施行されたことを踏まえて、児童等が安全に通学できるよう「清川村通学路交通安全プログラム」（以下「プログラム」と言います。）を策定することになりました。

今後は、当該プログラムに基づき関係機関と連携して、通学路の安全確保に向けた取組などを協議・検討しながら対策していきます。

## 2 清川村通学路交通安全対策協議会

プログラムに基く対策については、次の者を構成員とする「清川村通学路交通安全対策協議会」（以下「協議会」と言います。）が中心となって行います（別紙1「清川村通学路交通安全対策協議会設置要綱」参照）。

役職名	構成員名
会長	清川村教育委員会事務局長
副会長	清川村総務課長
副会長	清川村まちづくり課長
委員	神奈川県厚木土木事務所道路維持課長
委員	神奈川県厚木警察署交通第一課長

※ 協議会設置要綱第5条第3項に基づき、必要に応じて小中学校や社会教育団体に協力を依頼します（別紙2「小中学校・社会教育団体名簿」参照）。

### 3 取組方針

協議会は、通学路の安全確保のため、定期または随時に協議会を開催し、要望などがあつた案件について合同点検を実施するとともに、対策方法の協議・検討を行い対策することで通学路の安全性の向上を図ります。

#### 【1】 要望を協議し対策する場合（照会案件）

小中学校や社会教育団体に照会し挙がってきた要望を協議会事務局（清川村教育委員会事務局）が整理し、協議会への付議が必要と判断された要望は、定期に協議会を開催し、合同点検を実施するとともに対策方法を協議・検討の上、対策を実施します。

##### 〔対策方法〕

5 月	協議会事務局が小中学校と社会教育団体に「①照会」し、「②要望」を受け「③整理」の上、協議が必要な要望を協議会に「④付議」します。 ※緊急性が高い案件の場合は協議会で諮らず、協議会事務局が直接構成員に対策を依頼します（P 6 【3】に進む）。
-----	---



7 月	協議会を開催し、合同点検を実施するとともに要望の対策方法を「⑤協議・検討」します。
-----	---



即時	「⑤協議・検討」で決定した方法で構成員が「⑥対策」します。対策後は、対策した構成員がその結果を協議会事務局に「⑦報告」します。
----	---

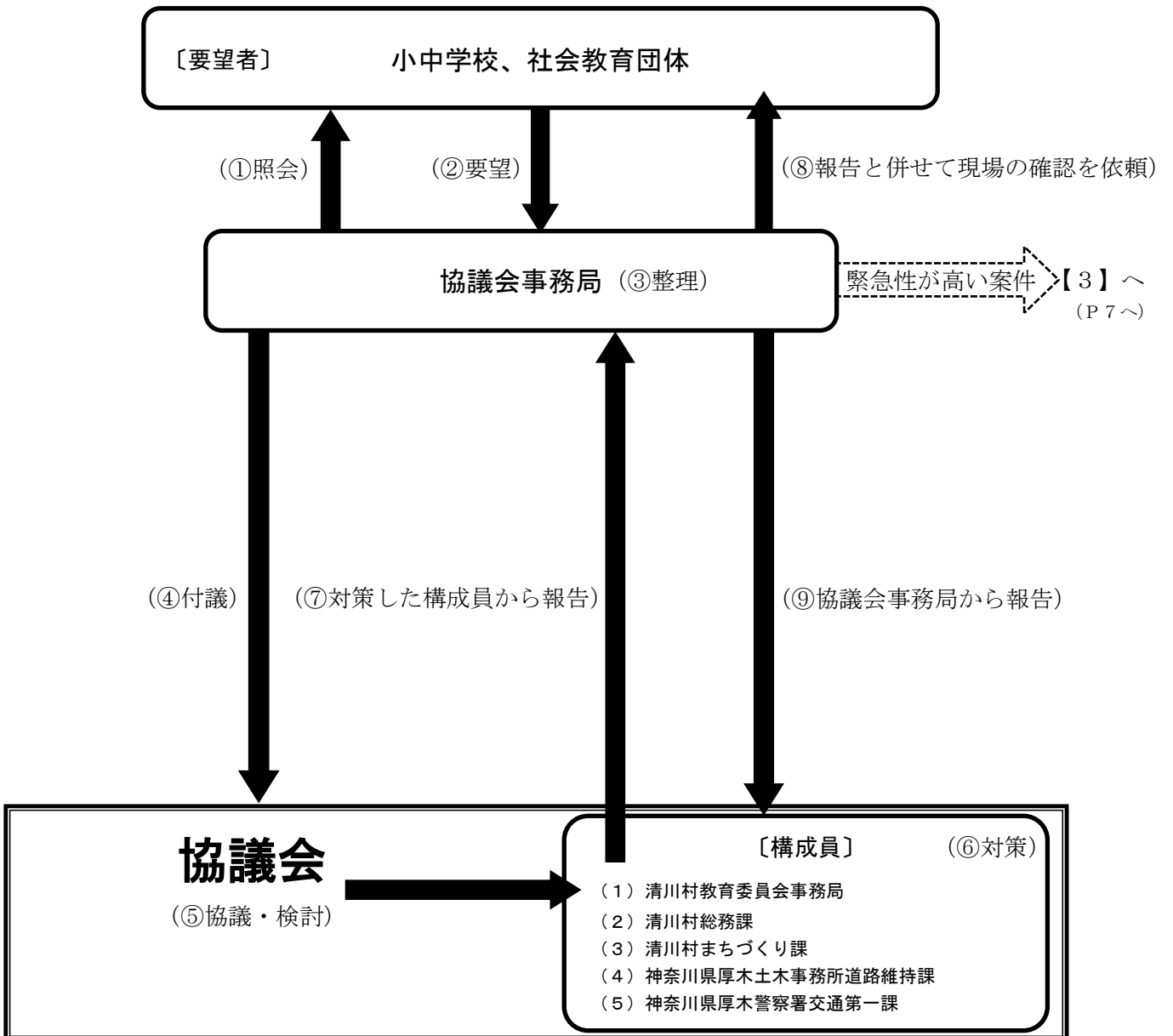


即時	協議会事務局は、要望者に「⑧報告と併せて現場の確認を依頼」します。対策完了後、協議会事務局が全構成員に「⑨報告」します。 ※確認の結果、対策が不足する場合は、再度、協議会を開催し要望を協議・検討（「⑤協議・検討」に戻る）の上、対策します。
----	--

※ 要望がない場合でも年1回は協議会を開催し、協議会設置要綱第2条で定める次の（1）～（3）に基づき、構成員は要望の挙がっていない案件の対策結果や諸課題を協議会で報告し、必要に応じて協議・検討するなどして情報を共有します。

- （1）清川村通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- （2）関係機関及び関係団体との連携、調整及び情報交換をすること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項を実施すること。

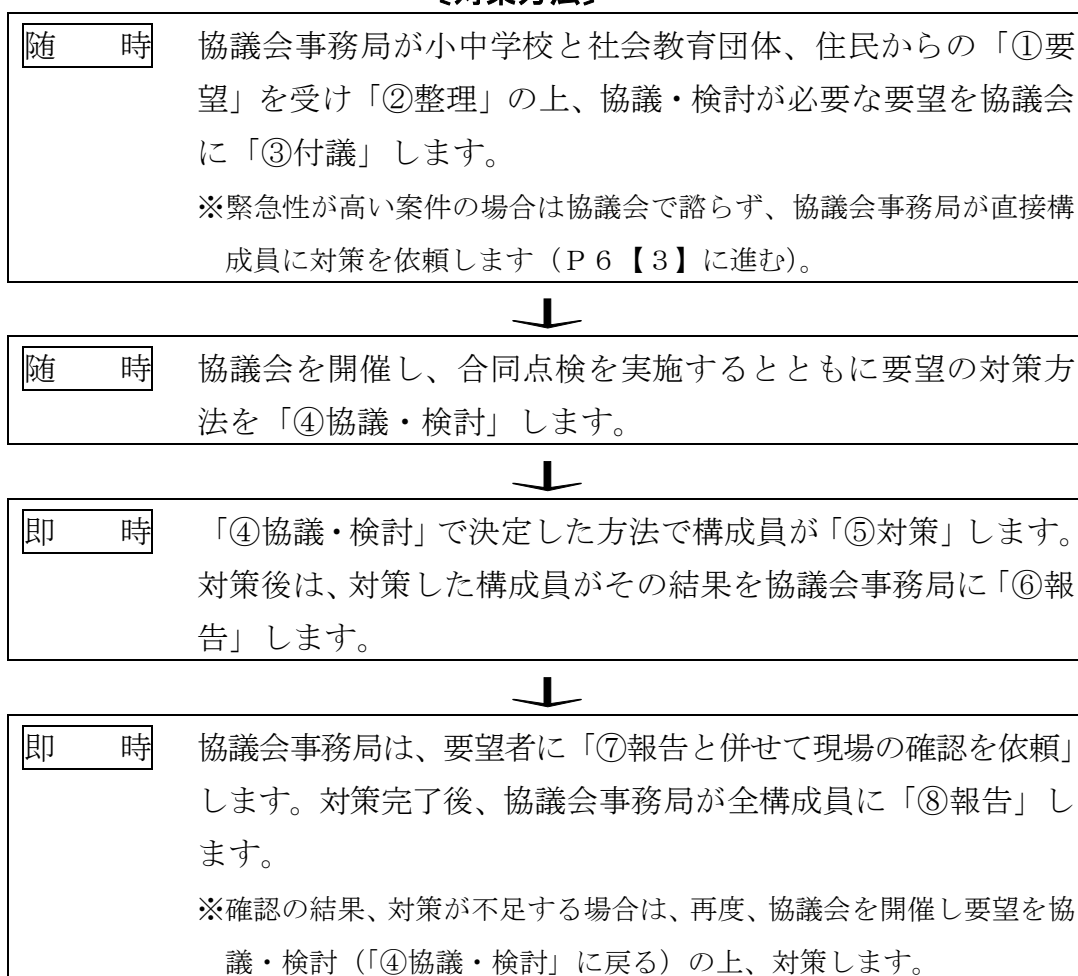
〔対策図〕



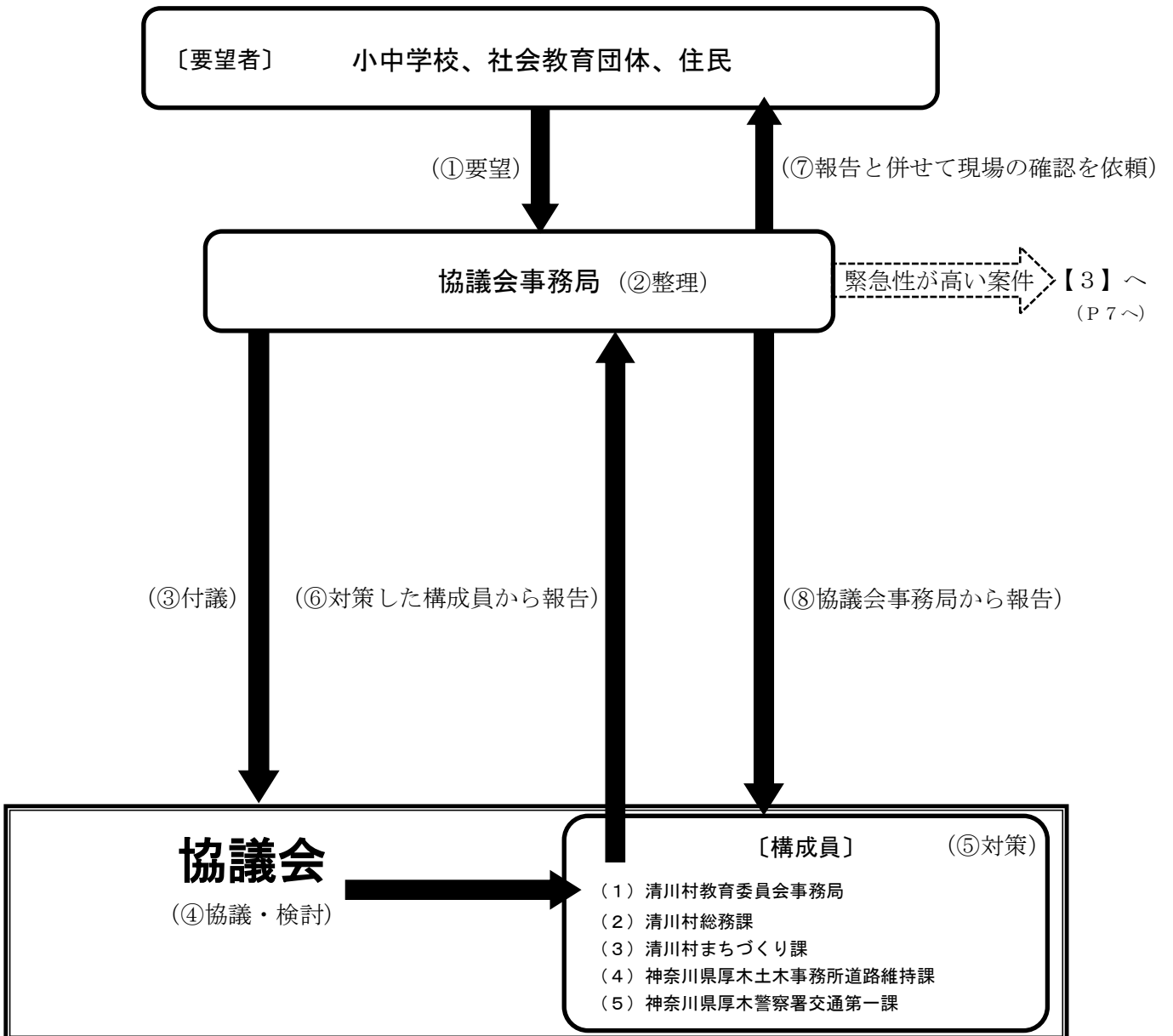
## 【2】要望を協議し対策する場合（随時案件）

小中学校や社会教育団体、住民から随時で挙がってきた要望を協議会事務局が整理し、協議会への付議が必要と判断された要望は、随時に協議会を開催し、合同点検を実施するとともに対策方法を協議・検討の上、対策を実施します。

### 〔対策方法〕



〔対策図〕



### **【3】緊急性が高い要望の場合（即時対策する案件）**

緊急性が高い要望の場合は、協議会で協議・検討せず、構成員が即時対策します。

#### **【対策方法】**

【1】【2】の要望で、協議会事務局が緊急性が高い要望と判断した場合は、協議会で協議・検討せず、協議会事務局が構成員に直接「①対策を依頼」します。



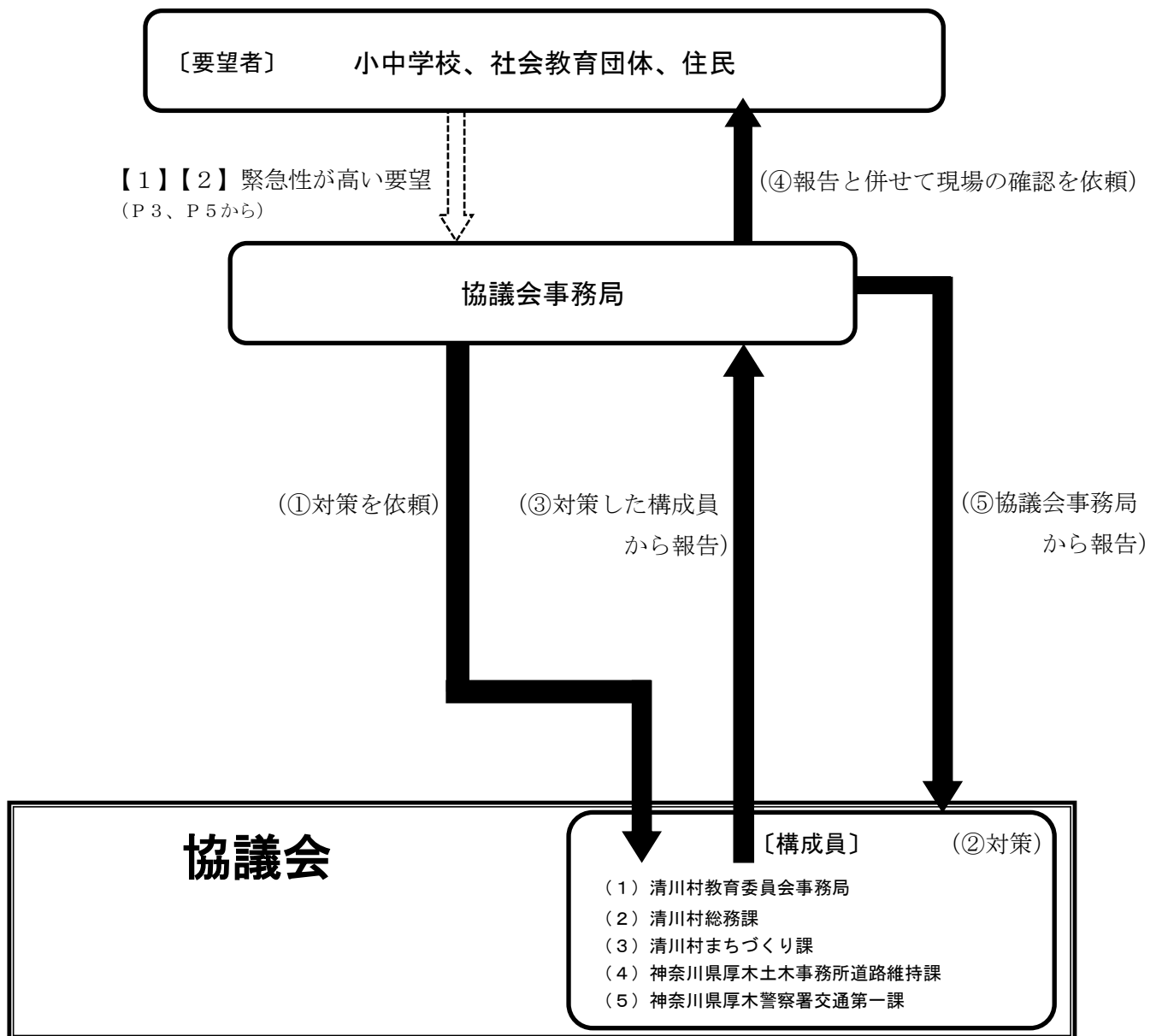
**即時** 構成員が「②対策」します。  
対策後は、対策した構成員がその結果を協議会事務局に「③報告」します。



**即時** 協議会事務局は、要望者に「④報告と併せて現場の確認を依頼」します。対策完了後、協議会事務局が全構成員に「⑤報告」します。  
※確認の結果、対策が不足する場合は、再度、協議会事務局が構成員に対策を依頼（「①対策を依頼」に戻る）します。



〔対策図〕



#### **4 対策結果の報告**

協議会事務局は、構成員が認識（状況）を共有するため、対策した構成員から対策結果の報告を受け次第、全構成員と要望者に対して報告します。

清川村通学路交通安全対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童及び生徒が安全・安心に通学できるよう通学路の安全対策を推進し、登下校時の安全確保に向けた取組を実施するための清川村通学路交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）の設置を目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 清川村通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連携、調整及び情報交換をすること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項を実施すること。

第3条 協議会は、次に掲げる機関で組織する。

- (1) 清川村教育委員会事務局
- (2) 清川村総務課
- (3) 清川村まちづくり課
- (4) 神奈川県厚木土木事務所道路維持課
- (5) 神奈川県厚木警察署交通第一課

2 協議会に、会長及び副会長を置く。

3 会長は清川村教育委員会事務局長を、副会長は清川村総務課長及び清川村まちづくり課長をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等がありその職務を遂行できないときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じ委員以外のものに協議会への出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(守秘義務)

第6条 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、清川村教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

## 小中学校・社会教育団体名簿

区 分	団 体 名
小中学校	清川村立緑小学校
	清川村立宮ヶ瀬小学校
	清川村立緑中学校
	清川村立宮ヶ瀬中学校
社会教育団体	清川村社会教育委員
	清川村青少年指導員
	清川村子ども会連絡協議会
	宮ヶ瀬育成会
	清川幼稚園PTA
	清川村PTA連絡協議会
	宮ヶ瀬小中学校保護者と教職員の会
	清川の子どもを育てる会

